



まとめ

【調査対象国の共通点】

- 全調査国において、胚研究は法律で規制されていた。
- 全研究容認国において、公的機関による認可体制がとられていた。同機関には査察権限あり。
- 全研究容認国において、利用できる胚は、凍結保存期間を除く受精後14日以内のもの。

【検討を要する点】

- 余剰胚の定義
- 人胚研究規制の対象範囲
- 研究の価値評価
- 胚提供の同意権者